

乳幼児・児童生徒の発達支援に関する 西南学院大学と志免町の連携の構築と展開

鹿島なつめ₁・井上久美子₂・山崎実冬[†]・木村美美[†]・茂貫尚子[†]

Construction and Development of Collaboration between
Seinan Gakuin University and Shime Town on
Developmental Support for Infants and Children

Natsume Kashima, Kumiko Inoue, Mifuyu Yamasaki,
Fumi Kimura and Takako Monuki

問題と目的

2019年3月に西南学院大学は福岡県糟屋郡にある志免町と包括的連携協定を締結した。この協定により、2019年度から志免町役場福祉課と西南学院大学付属臨床心理センターは子育て支援において連携を開始した。

志免町役場福祉課内には「こども発達相談（以後しめっこ相談）」の部署が設けられ、西南学院大学付属臨床心理センターが紹介した臨床心理学専攻修士課程修了者が、町の嘱託常勤相談員として勤務することとなった（注1）。主な業務は、発達支援を必要とする子どもの福祉サービス（児童発達支援・放課後等デイサービス）新規開始・更新申請時の子どもの状態像聞き取り、それに伴う発達相談の実施・関係機関との連携である。

西南学院大学付属臨床心理センターは常勤相談員（1名）、非常勤相談員（2名：それぞれ週2日勤務）を紹介し、児童発達支援の臨床経験のある2名の臨床心理学専攻教員がそれぞれ週1回半日スーパーバイザーとして勤務し、相談

[†] 志免町役場福祉課

員のスーパービジョンと発達相談の協働を行うことによって、福祉課と連携していくこととなった。なお、非常勤相談員、スーパーバイザー共に、町の嘱託非常勤として個人委託契約を結ぶ形を取っている。

「発達支援が必要な子ども」の支援の動向

2012年の児童福祉法改正によって、障害のある子どもが身近な地域で適切な支援が受けられるように、従来の障害種別に分かれていた施設体系が一元化された(図1)。

これにより、主に未就学の障害のある子どもに対する医療提供のない通所施設・通所サービスは、児童福祉施設として定義された児童発達支援センターとそれ以外の児童発達支援事業所に一元化された(厚生労働省, 2017)。また2015年度より子ども・子育て支援新制度が開始され、保育所、幼稚園、認定子ども園での障害児受入れが拡大した。そのため、地域の園で適切な支援を受けていくために、保育所等訪問支援のようなアウトリーチ型の支援も拡充すべきとされている。

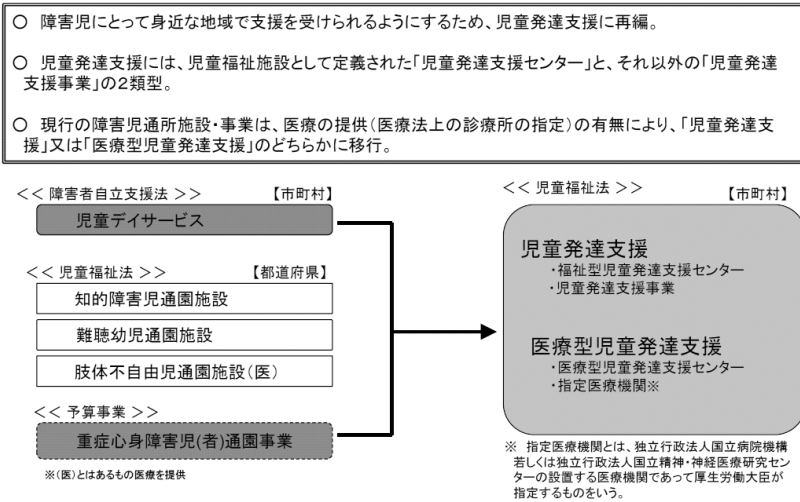


図1：2012年の児童福祉法改正による障害児通所施設・通所サービスの一元化(厚生労働省, 2011より)

また就学後の障害のある子どもについては、放課後等デイサービスが、「授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する」事業として位置づけられた（厚生労働省、2015）。

厚生労働省（2014）は、障害者権利条約（「障害者の権利に関する条約」）の批准に基づき、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）と合理的配慮、家族支援を実現していくために、保育所や一般的な子育て支援施策における障害児の受け入れや教育との連携を進めた上で、より総合的な形での支援を実践する必要を説明している。

その上で今後の障害児支援に関する基本理念として挙げられたのは、

- ①地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進と合理的配慮
 - ②障害児の地域社会への参加・包容を子育て支援において推進するための後方支援としての専門的役割の発揮
 - ③障害児本人の最善の利益の保障
 - ④家族支援の重視
- の4点であった。

上記の理念の実現化のためには、ライフステージに応じた切れ目の無い支援の推進（縦の連携）と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等とも連携した地域支援体制の確立（横の連携）が必要とされた。つまり、障害児支援はインクルージョン（地域社会への参加・包容）という流れにより、地域の子育て支援や教育支援の中に再編され、地域の中で乳幼児期から就労に至るまでの専門的支援が切れ目なく続くことが求められるようになった。障害を持つ人への支援や教育を居住地域外の施設や学校で行うことも多かったこれまでの考えれば、障害を持つ人やその家族が居住地域で切れ目ない支援を受けられることは進展である。

一方でその実現のためには、「個々の専門性における支援と横の連携の強化を図ると共に、そこで明らかになった地域の課題への対応について、自立支援協議会としての市町村や基幹相談支援センター等がイニシアティブを持ちつつ支援体制を整えることが重要」とであるとされた。そのため、各自治体は切れ目

ない支援の実現に向けて支援体制を構築し、支援の質の向上と連携を模索している。

大学が地域連携を行う意義

志免町役場福祉課と西南学院大学付属臨床心理センターの連携体制開始の背景には上述の地域の発達支援体制構築の課題が挙げられるが、今回の連携の発端は切れ目ない発達支援体制構築に向けて、一定の質を大学が担保した心理相談員の恒常的な配置を志免町役場福祉課が求めたことであった。

この町側のニーズは、福岡県内の臨床心理士・公認心理師養成大学院として最も後発である西南学院大学大学院人間科学研究科臨床心理学専攻にとっても、心理士養成のフィールドとして意義あるものと考えられた。こうした互恵性の認識により、2019年度より連携が開始された。

大学と地域の発達支援における連携活動については、九州大学の糸島プロジェクトが先駆的である(大神, 2008)。糸島プロジェクトは、九州大学発達心理学研究室が糸島地区の保健師グループ、保護者、学校関係者と協力し誕生したプロジェクトである。乳幼児期の共同注意(Joint Attention)の行動的指標の出現時期と乳幼児の社会的認知の発達過程を解明を目的とした、発達障害の早期スクリーニング法の開発を目指すための大規模な縦断的コホート研究という研究課題が先導して始まったこのプロジェクトは、発達障害の早期発見・早期対応のための乳幼児健診システムを地域との協働で構築し、乳幼児健診における発達評価項目の縦断調査、発達支援活動、就学移行支援、地域連携がプロジェクトで関連し、乳幼児の初期発達の知見に関して大きな成果を上げ、地域臨床を活性化させた(大神, 2008)。

今回の志免町と西南学院大学の連携は、志免町の障害を持つ乳幼児と児童生徒、その家族への支援ニーズに大学が専門的知識を持って協働する発達相談活動から開始しており、同じ発達支援といえども、その連携内容と展開はまた異なっている。社会貢献が大学の新しい第三の使命であるとされる中、地域と大学の様々な連携が増加しているが(中塚・小田切, 2016)、一つ一つの連携の形態と展開は、地域のニーズや課題、大学の連携スタイルと目的によって独特に展開していくと考えられる。志免町役場福祉課と西南学院大学付属臨床心理

センターの連携も今年度の開始以降、様々な相談体制と連携体制が模索され、当初の予想以上に展開を始めた。

本論文の目的は、連携開始以降半年の志免町と西南学院大学の発達支援における連携の構築過程とその展開について報告し、それが地域と大学双方にもたらす効果について考察することである。

連携の実際

西南学院大学附属臨床心理センターと志免町役場福祉課の連携業務について大学と町の包括的連携協定開始と同時に、志免町役場福祉課と西南学院大学附属臨床心理センターで締結した覚書では、連携を行う業務として以下の4項目を定めた。

- (1) 関係機関（児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等）との連携、療育計画作成の協働
- (2) 乳幼児健診受診後の親子、または相談希望がある親子に対する発達相談業務
- (3) 発達相談支援業務に従事する相談員へのスーパービジョン
- (4) 相談利用者の予後調査等

(3) スーパービジョン業務は、(1)(2)の業務と志免町役場他課・町内の他機関連携における相談員へのスーパービジョン業務であるため、(1)(2)の業務と「しめっこ相談の現在までの状況と展開」の記載に含むこととする。(4)については、今年度はまだ調査実施がないため、別稿にて報告することとした。

本論文では(1)(2)に関する今年度の業務と展開について、以下詳細を記述する。

- (1)-1 関係機関（児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等）との連携、療育計画作成の協働の流れについて

図2に示すように、志免町では乳幼児健診を健康課が担当している。また健診のみならず、健診で発達に支援が必要と判断された子どものフォローも定期

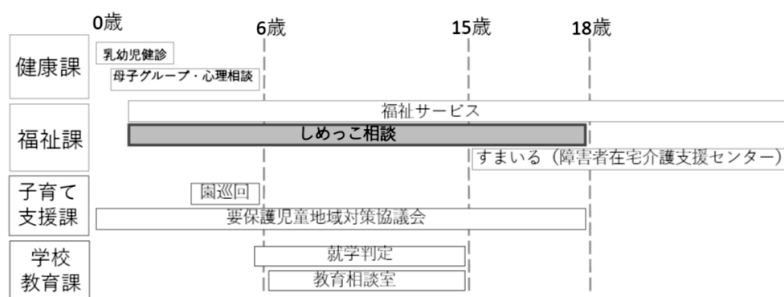


図2：志免町の子育て・児童支援に関する四課の相談・判定業務

的な心理相談や乳幼児母子グループの実施によって健康課が行っている。

健康課での業務は就学までを対象としているが、実際には幼稚園入園までの年代が健康課の母子グループの主要な対象年齢となっている。

そのため多くは幼稚園入園年代以上で、発達支援のために療育を必要とする子どもと保護者は、以下の手続きを行う。

- ①発達に関するセンターでの発達検査結果や医師の診断による、療育の必要性に関する意見書を取得する。
- ②福祉課にて児童発達支援あるいは放課後等デイサービス（福祉サービス）の申請と子どもの状態像の聞き取りを行う。
- ③福祉課は状態像の聞き取り内容に基づいて、障害児相談支援事業所宛てに子どもの状態像と療育の課題として考えられる点を記載した紹介状を作成する。
- ④障害児相談支援事業所にて支援計画を立てる。
- ⑤児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所にて④での支援計画に基づいた福祉サービスが開始される。

③はしめっこ相談が開設されてから開始された過程である。

図3は福祉課窓口にて、申請を希望される方に申請手続きを説明する際に提示している「申請手続きの流れ」である。必要に応じて、福祉課は町内の障害児相談支援事業所や児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の一覧

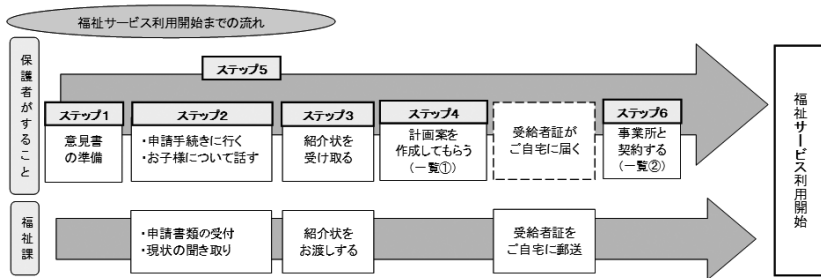


図3：福祉サービス利用開始までの流れ

の案内も行っている。

(1)-2 保護者からの聞き取り業務について

福祉課の事業のひとつ「障害児通所支援給付事業」において、福祉サービスの利用を希望する児童の保護者に対し、申請手続きの際に子どもの状態を確認する業務を「聞き取り」と呼んでいる。しめっこ相談の設置以前は福祉課職員が窓口にて「児童5領域11項目調査票」と呼ばれる放課後等デイサービス基本報酬の区分における指標への記入を行っていた。上記「児童5領域」とは福祉サービス利用を判断するために①食事②排泄③入浴④移動における自立・介助の状況に加え⑤行動及び精神状況を確認するものである。しめっこ相談員がその業務を担うことになった背景には、発達に関する専門的知識を有する職員として、子どもの特性や家族が困難を感じていることをより具体的に把握し、特性にあったサービスを受けられるよう子どもと家族を見立てていくことが求められたことが挙げられる。そこで、上記「児童5領域11項目調査票」に加え下記についても新たに聞き取りを行うことでより見立てを深めていくことにした。

①主訴（本人や家族が困っていること）

- (例) ・言葉の遅れ ・気持ちの切り替えが出来ない ・集団行動の難しさ
・落ち着きがない ・考えを言葉にするのが難しい
・書字の困難による学習の遅れ

②要望・期待（主に家族が望んでいること）

- (例) ・落ち着けるような居場所が欲しい
・集団生活のルールを理解してほしい

- ・気持ちの切り替え方や気持ちの伝え方を知ってほしい
- ・発語の機会を増やしてほしい

③発達の経過

出生体重・予定・始語などの身体的な情報をはじめ、親が感じた親への甘え、育てにくさなどの気になったこと等。

④コミュニケーションの課題

親との関わり方の特徴、不快情動が発生した時の子どもの様子、集団の中での様子、対人緊張、ルールの理解等。

⑤言語理解・発話の状況

発話の状況（喃語・一語文・二語文・三語文以上）、言語理解状況（単語・文章・視覚的手がかりがあれば理解可能等）の確認

しめっこ相談員配置後は、発達の経過や社会性、言語理解の項目も追加し、子どもの状態像をより丁寧に聞き取りを行い、また子どもと家族それぞれの視点での主訴と要望について聞き取ることにより、子どもと家族の両方に寄り添う支援ができるように配慮した。

表1には、4月から10月までのしめっこ相談員による聞き取りの件数を示した。

表1：福祉サービス申請手続きにおける聞き取り業務件数（2019年4月～10月）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
新規	4	4	3	10	13	7	3
更新	7	15	14	12	15	16	20
変更	0	2	2	2	0	1	0
問合せ（窓口）	0	0	5	6	6	2	2
紹介状作成				7	10	4	4

注）4・5月は福祉課職員の方の聞き取りの同席。

（1）-3 「紹介状」提供について

図3の「申請手続きの流れ」にあるように保護者への聞き取り業務・サービス利用申請手続きの後は、しめっこ相談より障害児相談支援事業所宛てに「紹介状」を提供する。

「紹介状」には医療機関からの意見書に記載されている診断名や通院歴など

の基本情報、子どもの状態像（保護者からの聞き取りや西南学院大学附属臨床心理センター等の検査結果に基づく子どもの強みや見立て）及び保護者が養育上困難を感じている点や要望等を記載している。紹介状を提供することに至った背景としては、より子どもの特性にあった療育計画やそれらが実現できる事業所の選択へと繋げるためである。さらに図3の流れにもあるように福祉サービス利用開始までに様々な場所に出向く必要があり、保護者が同じようなことを聞かれるため、それらの煩雑なプロセスによる時間的な負担と心理的なストレスを少しでも軽減するためでもある。

（2）こども発達相談業務について

しめっこ相談は、子どもの言語発達、対人関係、行動面をはじめ、子どもについての家族の心配事など、はじめから福祉サービスの利用を前提にしていない場合にも、発達にまつわる相談を受けている。窓口での申請手続きとは異なり面接室（役場で多目的に使われている応接室の一室を面接室という形で利用している）にて個別相談に応じられるよう事前予約を受け付け、面接の枠組みを用い対応をしている。その相談内容は主に以下のようなものが挙げられる。

①保護者支援

子どもの対応や心配事について保護者からの相談が多い。また後述の通り、子ども発達支援事業の周知が広がるにつれ5月から徐々に相談業務が開始し、小中学校への周知が始まった6月以降は学校の先生からの紹介をきっかけに相談に繋がるケースが増えてきている。

主な相談内容については以下のようなものが挙げられる。

- ・利用している事業所について
- ・不登校状態の子どもへの関わりについて
- ・言葉の遅れについて
- ・コミュニケーションについて
- ・家庭内のトラブルについて 等

必ずしも福祉サービスの利用に向けた相談業務ではないが、面接の過程で児童発達支援や放課後等デイサービス等の福祉サービスの利用を新規に検討する場合もある。福祉サービス利用による支援だけでなく、家庭の中ででき

る工夫やその他の環境調整についても検討し、必要に応じて役場の他課や、学校教育課を通じ学校の担任とも連携しながら、より適切な対応を試みている。また、必要に応じて他機関や福祉サービスの紹介も行っている。

②障害児通所サービス申請に至るまでの支援について

また前述した「聞き取り」業務に至る以前に、障害児通所サービスの利用を検討し始めた保護者の多くが抱える不安や迷いに対しても支援が求められている。

乳幼児健診時等から行政職員による支援を受け、保育園、幼稚園、小学校の先生からも助言を受けていても、子どもの特性についての理解に時間を必要とする保護者も少なくない。それゆえ病院受診や診断に対しての抵抗感や、福祉サービスの実態が分からないことによる不安を抱える保護者に対し、福祉サービスを検討している段階で気軽に問い合わせができるよう体制を整えている。

しめっこ相談では、福祉サービスを利用するか否か、もしくは暫く様子を見る等、現状での環境調整、家庭での関わりについて相談できる機能も有している。障害児通所サービスについての説明をはじめ、福祉サービス利用が子どもに適しているのかなどの保護者の疑問や不安を受け止め、実際の福祉サービス利用までの心理的な支援も行っている。

しめっこ相談の現在までの状況と展開

志免町内への事業の周知

2019年度より福祉課内にしめっこ相談が設置されたことにより、多方面への事業の周知を図ってきた。これについて、(1) 保護者、(2) 事業所、(3) 小中学校への周知に分けて報告する。

(1) 保護者への周知

4月初旬、児童発達支援あるいは放課後等デイサービスにおける福祉サービスの申請の流れや聞き取り内容を知るため、福祉課職員が保護者の方に実施している聞き取りにしめっこ相談員が同席させていただいた。その際、福祉課職員よりしめっこ相談員を紹介してもらうことで、保護者への周知が始まった。

しめっこ相談(こども発達相談)

「ことばや行動・対人関係などの発達について気になることはありませんか？」

ことばの発達について気になる、友だちとうまく関われない、よく動き回るなど、お子さんとそのご家族の心配ごとについて、子どもの発達を専門とする相談員がお話をうかがいます。また随時、各種サービスの情報提供・コーディネートを行います。既にサービスをご利用の方も、必要に応じて、利用事業所等と連絡を取りながらサポートいたします。どうぞお気軽にご相談ください。

対象者:志免町にお住まいの0歳から18歳まで
場 所:志免町役場1階 福祉課(3番窓口)
受付時間:8:30~17:00(月~金)
電話番号:




図4：しめっこ相談 案内チラシ

しめっこ相談としては、しめっこ相談の機能を身近に理解してもらうためのチラシ(図4)を作成し、聞き取りに同席した際に、しめっこ相談のチラシを保護者の方に手渡し、自己紹介と簡単な役割の説明をした。相談員から見て継続支援の必要性が感じられる方には積極的に再来談を提案し、継続支援の必要性が現段階では感じられない方には、いつでも相談に応じられる旨を伝えた。

5月以降、それ以前の聞き取りの際にお会いした保護者に対して、継続支援の必要性を感じる方には、タイミングを見て電話でフォローアップし、必要に応じて来所を促す働きかけを始めた。

6月より相談員による保護者への聞き取り業務が開始されたため、保護者の意向や状況を聞きながら継続支援やフォローアップの必要性をより検討することができた。これにより、しめっこ相談の周知も促進されたのではないかと考えられる。また、事業所への挨拶周りで保護者用に配っていたチラシを、事業所のスタッフが福祉サービス利用中の保護者の連絡帳に挟む等の協力もあり、しめっこ相談周知の促進に繋がったのではないかと考えられる。

(2) 事業所への周知

現在、志免町には、児童発達支援6か所、放課後等デイサービス12か所(内児童発達支援兼放課後等デイサービスの事業所が3か所)の事業所がある。内5か所の放課後等デイサービス事業所は、2019年に新たに県からの指定を受け

開設したものであり、障害児通所支援事業に多くのニーズがあることを示していると考えられる。

事業所への周知は、4月下旬より開始し、4月に4か所、5月に6か所、6月に2か所、8月に新規事業所1か所、10月に新規事業所2か所に訪問した。各事業所に、福祉課福祉係の職員よりしめっこ相談事業と相談員を紹介してもらう形で、職員の方にご協力いただき事業所を訪問した。訪問の際には、相談員が作成したチラシを持参してしめっこ相談の紹介をし、更に今後の連携に向けての意見交換をする機会ともなった。また、今後しめっこ相談員が福祉課窓口において、保護者が事業所を選ぶ際に助力していくことも視野に入れていた。そのため、事業所を訪問した際は、事業所のパンフレットを頂くとともに、支援方針や職員体制、対象者の傾向、現在の利用状況、活動内容など事業所の特徴について丁寧に向った。

各事業所を訪問し終えた7月頃、各事業所の諸特徴をまとめた資料を作成し、福祉課窓口で閲覧できるようにした。児童発達支援・放課後等デイサービスの利用事業所を決めかねている方には、各事業所の特徴をお伝えし、場合によっては、2～3か所の事業所を提案し、利用選択のしやすいフォローアップに取り組んだ。

また、4月から5月に福祉課窓口で保護者の聞き取りに同席していく中で、聞き取りの内容が福祉課内に保管されているのみで、子どもの療育計画を立てる障害児相談支援事業所に伝わっていない現状が明らかになった。福祉課窓口での聞き取りでは、本人の特徴や環境等をふまえ、どのような療育の必要性があるかについて考慮しながら、保護者および本人が日常で困っていることや、事業所に期待していることについて伺っている。この情報を、より子どもの特性に沿った支援へと繋ぐため、紹介状のような形で障害児相談支援事業所に共有していくことを福祉課内に提案し、5月以降、始動する運びとなった。これに伴い、6月以降の事業所訪問時には、申請までの流れの説明、協力依頼も実施していきながら周知を進めていった。

実際に、7月より新規の福祉サービス申請者に対する紹介状の提供を開始した。この時期には、事業所よりしめっこ相談を紹介されたとのしめっこ相談へ

表 2：相談業務件数（2019年4～10月）

相談業務における件数の推移							
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
相談	0	2	3	13	4	6	10
フォローアップ (電話)	0	3	7	9	7	8	6
問合せ(電話)	0	1	9	6	4	5	5
新規相談ケースの推移							
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
新規相談ケース	0	2	2	3	2	4	5

の問い合わせや来談が少しずつ増えてきている。

(3) 小中学校への周知

6月以降、福祉課窓口で聞き取り業務が開始され、徐々に、他機関と情報共有することが増えてきた。特に、学齢期のお子さんが対象となることも多く、小学校での様子や担任の先生からの関わり等の状況を知るために、学校教育課と情報共有することが増えた。ケースに応じて他課との連携や関係が作られている中、福祉課職員から、小中学校の保護者向け支援学級見学会への参加を提案いただき参加した。その際に、各小中学校の校長や教頭、特別支援コーディネーターに挨拶することができ、しめっこ相談の存在を知ってもらう機会になったと思われる。また、一緒に見学をしていた保護者が、福祉課窓口に来庁した際に相談員の顔を覚えてくれていることがあった。そのように、保護者向け支援学級見学会に参加したことも保護者の方にしめっこ相談の存在が身近に感じてもらえる機会になったと思われる。それとともに、実際の学校の雰囲気や特別支援学級の教室を見学したことで、福祉課窓口での聞き取りの際により具体的に聞きやすくなったり、特別支援学級を迷っている保護者に対して学校の雰囲気を説明したりする等、今後の業務に繋がられたと考えられる。

また、7月末頃、夏休みの三者面談で先生からしめっこ相談を紹介されたと福祉課窓口に来庁する保護者の方が続いた。その際、しめっこ相談の役割についてしめっこ相談にて心理検査が行えるという誤解が生じていたため、しめっこ相談の機能を学校にも伝えていく必要性が感じられ、志免町内の小中学校への周知が検討された。そこで8月、しめっこ相談の福祉サービス申請に関わる

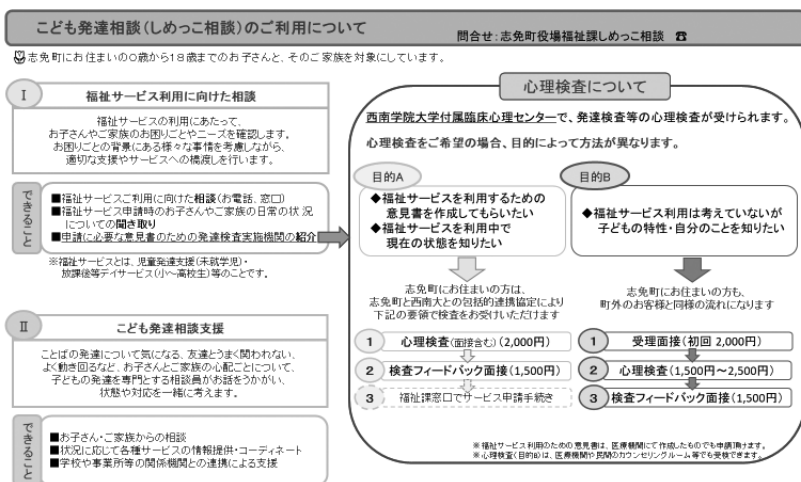


図5:「子ども発達相談(しめっこ相談)のご利用について」説明チラシ

聞き取り業務と相談業務を区別し、更に福祉課内には検査実施機能がないこと、西南学院大学付属臨床心理センターと連携していることを明示するため、「子ども発達相談(しめっこ相談)のご利用について」(図5)のチラシを作成した。早急に誤解を解くため、福祉課福祉係係長としめっこ相談員が8月に中学校1校、トラブルが起こる前に周知をするため9月に中学校1校、10月には、小学校4校を訪問した。各小中学校の校長および教頭、特別支援コーディネーターの先生等に、しめっこ相談の事業紹介と役割について明確な周知を図った。

志免町役場他課との連携

(1) 児童支援に関わる四課会議によって分かった情報共有の課題と展開

2019年4月、今年度より福祉課内にしめっこ相談が設置されたことにより、児童支援に関わる四課での会議が実施され、しめっこ相談の相談員もこれに出席した。健康課、子育て支援課、学校教育課、福祉課が出席し、顔合わせと各課の業務説明、情報共有の方法の検討が行われた。

四課会議に出席したことで、スムーズな支援のため、四課とも情報共有の必要性を感じていることが分かった。しかし、実現に至っていない背景として、

情報共有によって知り得ていないはずの情報を保護者に伝えてしまう等のリスクがあることや、どこまでの情報を共有していいのかが、相互にどのような情報が必要であるかの基準が明確でないことが課題であると考えられた。そこで、しめっこ相談として、心理職同士の情報共有やケースの引継ぎに焦点を当てて、検討していくこととした。

福祉課に属する相談員としての役割やニーズを検討するため、また、志免町の現在の親子の雰囲気を理解するため、他課の業務を見学させていただく機会も頂いた。具体的には、乳幼児健診の見学、健康課の心理相談室の見学、健康課で実施している乳幼児母子グループの見学、町内小中学校の支援学級の見学をさせていただいた。これらと福祉課窓口での聞きとりの同席を通して、他課との連携について検討し、進めていった。

(2) 学校教育課との連携

4月、個別検討のためのケース会議に出席したことをきっかけに学校教育課との情報共有による連携を開始した。

5月、福祉サービス更新手続き時にお困りであった保護者のフォローアップをするため、学校教育課との協働が他ケースにも広がった。しめっこ相談から学校教育課へは聞き取り時にお困りであった点や子どもの強みを共有し、学校教育課からは先生から見た学内での様子を共有してもらった。それによって情報や視点が増え、見立てとフォローアップの選択肢が広がった。また、しめっこ相談からは、コンサルテーションとして学内での合理的配慮の検討を依頼するという形での連携も行った。

10月には、学齢期の児童に関する相談業務において、学校教育課との連携が進展した。学校教育課のスクールソーシャルワーカーより、母親の相談先としてしめっこ相談を紹介されるケースがあり、学校や学校教育課からのしめっこ相談への問い合わせが増えてきていた。しめっこ相談の周知が進んでいると考えられる一方で、学校と直接連携を取る課が2か所になってしまえば、学齢期の相談活動に混乱が生じる可能性が懸念された。その懸念から、学校教育課の教育相談室と福祉課のしめっこ相談の業務の役割分担が必要であることが課題として浮き彫りになった。

11月に学校教育課課長、課長補佐と福祉課参事、係長による協議が行われ、学校との連絡は学校教育課が代表することと、学齢期の相談・就学判定事例増加への対応としての学校教育課教育相談室の増員が確認された。そのため、しめっこ相談は学齢期の状態像の見立てについてコンサルテーション業務として関わること、しめっこ相談は学齢期の保護者の自発的な相談には応じるが、学校での対応については学校教育課を通して対応することとなり、学齢期の相談に関するしめっこ相談の位置づけが明確になった。

(3) 健康課との連携

6月から7月にかけて、健康課との協働に向けた働きかけを行った。福祉課より健康課へ、療育を希望される保護者に配布してもらう資料をお渡しし、福祉サービス利用申請に関わる流れについて説明する機会を設けた。

乳幼児の支援は主に健康課が行うのが基本であるが、子どもが療育を開始するにあたって、親子をフォローする主体が、健康課から福祉課へ引き継がれる必要がある。これまで、療育を開始したタイミングで心理相談によるフォローが途切れてしまうことや情報共有の難しさが、児童発達支援に関わる機関間の課題として、厚生労働省（2014）でも挙げられていたが、福祉課に引き継いだ後の流れを健康課に伝えることで、引継ぎのタイミングや共有しておくべき情報も検討しやすくなり、切れ目ない支援に向けての連携に近づいたと考えられる。

また8月には、健康課主催の、各課の心理職の顔合わせ及び役割の理解と分担を目的とした会議に出席した。この会議には、健康課の心理相談、子育て支援課の園巡回、福祉課のこども発達相談に関わる心理職が参加した。これによって、心理職同士が他課の心理職がどのような業務を担当しているかを知ることができ、ケースの引継ぎや情報共有に関する具体的な意見交換やすり合わせを行うことができた。

情報共有に関しては課によって利用する情報共有システムが異なる点に課題が残るが、これまでの他課の記録を閲覧できない状態から、それらを相互に閲覧できるようになり、福祉課で対応したケースにどの課が関わっているか確認することができるために、他課への連絡をするか否かの判断がしやすく

なった。

また、個人情報保護の観点から、ケースの詳細は各課で保管する紙媒体等に記録して容易には共有できないようにすることとなった。

その他の関係機関からの依頼について

志免町における発達相談業務を行う中の繋がりから、講演等の依頼を頂く機会があった。具体的には、(1) 福岡県立福岡特別支援学校の職員研修における講師、(2) 志免町社会福祉協議会による子育て支援講座の講師、(3) 志免町内小中学校の教育支援委員会（旧：就学指導委員会）の委員長就任の3件である。

(1) 福岡県立福岡特別支援学校の職員研修における講師

福岡県立福岡特別支援学校の職員研修における講師については、しめっこ相談員が自立支援協議会に参加した際、福岡県立福岡特別支援学校の進路指導課長の先生が、「福祉課内に心理職として相談員を設置して関係機関との連携の強化を図る」という志免町独自の新たな試みに興味を持って下さり、ご依頼頂いた。

実際の職員研修では、小中高等部の先生方に向けて、①福祉課福祉係係長より福祉サービスの種類に関する説明を、②しめっこ相談よりしめっこ相談業務や心理職として心がけている点を、③志免町社会福祉協議会より相談支援センターとしての業務や支援の現状を、という分担で講師を担当した。

(2) 志免町社会福祉協議会主催の子育て支援講座講師

しめっこ相談のスーパーバイザー（臨床心理学専攻教員）が、志免町社会福祉協議会より依頼を受け、志免町内在住の0歳から未就学児までのお子さんがある保護者を対象に、子育て支援講座「子どもの発育・発達について」の講師を担当した。当日は、発達の考え方と様々な発達特性を持つ子どもたちについての概説、しつけスタイルが発達に与える影響と語り発達の重要性、志免町内の子育て関連施設の紹介等の内容で1時間15分の講座を行い、その後出席された保護者の方々との茶話会を行った。役場での発達相談とはまた異なる場で、町内の保護者一人一人の日々の実感を聴く機会となった。

(3) 志免町役場学校教育課教育支援委員会（旧：就学指導委員会）委員長

しめっこ相談のスーパーバイザー（臨床心理学専攻教員）が、学校教育課の

就学判定委員会である教育支援委員会の学識者としての委員就任の依頼を受け、教育支援委員会委員長として就学判定に携わった。教育支援委員会とは、その地域の児童生徒が適切な教育的支援を受けることができるように当該児童生徒に関する資料と報告よりその状態像を勘案し、適切と考えられる教育的支援の判断と助言を行う委員会である。

新たに生じた西南学院大学付属臨床心理センターとしめっこ相談の連携

(1) 福祉サービス利用申請に必要な意見書作成

しめっこ相談の開設以前は、福祉サービス利用の申請にあたり、利用を希望する家庭は外部の医療機関にて医師による意見書を書いてもらうことが必要であった。しかし、医療機関の受診にあたって、児童の発達を見ることのできる医療機関の予約が数か月待ちとなる場合もあり、利用開始が遅れるケースも見られていた。また、利用を希望する保護者の中には、福祉サービスの利用自体は希望するものの、医療機関の受診には抵抗を抱くケースも複数あったようである。そこで、福祉課より、西南学院大学付属臨床心理センターにおいて意見書を作成できないかという旨の依頼があった。

2019年6月の臨床心理センター臨床心理相談室運営委員会において議題として承認され、翌7月より、意見書作成を目的とした検査・面接業務を臨床心理センターにおいても開始することになった。このことにより、福祉サービス利用の申請にあたって、利用希望者は、医療機関での受診もしくは西南学院大学付属臨床心理センターでの面接のいずれかを選べることになり、福祉サービス利用への移行がよりスムーズになったと考えられる。

臨床心理センターにおける意見書の作成にあたっては、①保護者への発達に関する聞き取り（生育歴、養育上困難を感じている点や療育に向けた具体的な希望など）、②必要に応じて保護者対象の子どもに関する発達検査の実施（遠城寺式幼児分析的発達検査法または津守・稲毛式乳幼児精神発達診断検査）、③子ども本人への知能検査の実施（田中ビネー知能検査ⅤまたはWISC-Ⅳ知能検査）、という3つの内容を行っている。これらの保護者への聞き取り及び発達検査、子ども本人に対する知能検査の結果をもとに、総合的に療育が必要であるか否かを判断し、療育が必要と判断した場合には、福祉課宛に意見書を

作成している。さらに、保護者には後日、再度臨床心理センターに来談してもらい、フィードバック面接を実施している。フィードバック面接では、保護者（年齢によっては本人）宛に作成した知能検査の所見を口頭で説明しながら渡すようにしている。

臨床心理センターでの意見書作成のための面接と、医療機関での受診とで異なる点の一つは、臨床心理センターには医師が居ないため、診断名を伝えることはないということである。その代わりに、知能検査の結果、及び検査の取り組み方からうかがわれた本人の状態像について、得意なところ、強みにも焦点を当てながら、詳しくアセスメントするように心がけている。そして、その子どもの状態像について、保護者にも詳しく説明し、どのように子どもと関わったり具体的な配慮を行ったりすれば、現在持っている子どもの力が発揮されやすくなると考えられるか、今後に向けた支援の方向性についても保護者に詳しく説明し、フィードバックをするようにしている。

さらに、臨床心理センターは福祉課（しめっこ相談）と連絡を密に取りやすい環境にあるため、臨床心理センターでの面接後のフォローアップや情報の引継ぎ、また保護者が子どもの発達に関わる悩みがある場合には、その面接をしめっこ相談に引継ぐこともできる等、連携を取りながらよりきめ細やかな対応が実現しやすくなっていることも臨床心理センターにおいて意見書を作成することの大きなメリットとなっている。

（２）研修相談員（大学院生）への研修効果

加えて、臨床心理センターにおける研修相談員（大学院生）にとっての相談員育成という点からも大きな意味がある。意見書作成にあたっては、子ども本人への知能検査を実施する必要があるが、その検査の実施、及び所見の作成を研修相談員が行っている。所見の作成にあたって、研修相談員は、臨床心理士有資格者によるスーパーヴィジョンを受けながら所見を作成するようにしている。さらに、保護者への聞き取りは臨床心理センター所属の心理インターカー（臨床心理士）もしくは臨床心理学専攻教員（しめっこ相談のスーパーバイザー2名）が親面接者として担当しているが、その後の保護者へのフィードバック面接には、子どもへの知能検査を担当した研修相談員も同席し、親面接担当者

と共に、検査結果を口頭で説明する機会を持つようにしている。これら一連の業務を通して、研修相談員は、①知能検査を通しての子どもの発達に関するアセスメント、②知能検査所見の作成、③保護者への知能検査結果のフィードバックという一連の流れを体験的に学ぶ貴重な機会を得ていると言える。

(3) 意見書作成のニーズと展開

2019年11月15日現在で、臨床心理センターにおいて対応した意見書作成を目的とした面接の受付は8件となっており、そのニーズは高いものとなっている。

さらに、2019年10月には、学校教育課から、志免町内の小学校、中学校における就学判定資料のための検査依頼があり、学校教育課の心理士のみでは物理的に対応できない検査依頼件数が生じた場合等に、その業務も臨床心理センターにおいて引き受けることとなった。このように一連の志免町からの発達支援に関わる業務が臨床心理センターにおいて開始されたが、今後、志免町と連携しながら臨床心理センターにおいても、より良い発達支援に向けて努力を続けていく必要がある。

考察

連携開始以降半年の活動を振り返って、年度当初の予想よりも相談活動の機会と各機関、他課との連携を頂いたと感じている。しめっこ相談は地域との連携体制構築の途上であり、今後も切れ目ない発達支援体制に向けての努力と模索は続いていこう。

この半年の活動でしめっこ相談が地域に影響を与え得たことを振り返るならば、新規に立ち上がった発達支援の場として、町に潜在していた発達支援や子どもに関する相談ニーズや支援連携の課題を浮かび上がらせ、協働して解決する端緒となったことが挙げられる。

例えば、しめっこ相談の周知活動は「そういう場があるのなら相談したい」という保護者や学校、機関の潜在的な相談ニーズをすくい上げており、最近保護者の方の自発的な新規相談が増えている。

また、志免町役場の四課会議により、児童発達支援に関わる課間の情報共有

の課題を共通認識できたことで検討が進み、現在は町の情報共有システムによって他課の関わりの状況についても素早い共有が可能になった。情報共有については、心理職をはじめとする相談活動従事者の守秘義務により、慎重に検討を重ねた結果、共有すべき内容を情報共有システムに上げ、守秘義務に関する事項を各課内の紙媒体に残すという申し合わせが生まれ、細やかな共有の取り決めができたと考えられる。

また各課との連携において、しめっこ相談が可能な機能を提示することによって、各課が新たな連携の方法を持ちかけてくることも見られた。例えば、他職種の支援に心理職としての見立てを提示した結果として、支援方法を話し合うコンサルテーション機能が重視されたり、事例の直接の紹介につながったりといった展開である。その真価は今後相談活動を続けていく中で検討されていくことだろうが、しめっこ相談は志免町の発達支援の新たな選択肢を支える存在になりつつある。飯野（2018）は小平市の発達支援状況の分析から、「すである専門機関を有機的につなげる中核的な相談拠点を作り、それをもとにネットワークをつなげ、言語相談訓練や巡回相談をより充実していくこと」の重要性を提言しているが、しめっこ相談も今後もそのような発達支援相談の拠点となり得るよう、連携と相談活動への努力を継続していきたい。

地域と大学の連携に関する先行研究では、地域と大学のコミュニケーション不足、連携に期待するものすれ違いが「地域の不満、大学の不安」を生む背景として挙げられる（中塚・小田切, 2016）。しかし、今回の取り組みではスーパーバイザーが毎週大学から志免町役場に出勤し、福祉課の方々とはコミュニケーションを取り、素早い意思共有と話し合いが可能であったことや、嘱託常勤相談員の存在により非常勤相談員、スーパーバイザーが常日頃より細やかに情報共有する体制が可能であったことが、地域と大学の意図の乖離を防いだと考えられる。

また7月からは、西南学院大学附属臨床心理センターでの意見書作成が開始された。こうして、児童の福祉サービス開始の意思決定過程に臨床心理センターが発達検査と解釈、フィードバック業務を通して提携していくことによって、ただ相談員を紹介して派遣するだけではない連携の深まりが生まれたと考

えられる。

連携が大学にもたらした効果としては、まず直接的には修了生の常勤、非常勤相談員としての雇用が挙げられる。そして実践によって相談員は心理職としての専門性を深めることができた。また臨床心理センターの研修相談員（大学院生）は、福祉サービス開始に際しての意見書作成のための知能検査業務とフィードバックの一連の業務により、知能検査業務理解と習熟の機会を得ることができた。連携がもたらした機会の臨床的意義についてはまた今後別稿にて報告する予定である。

今後の課題

今回の報告はしめっこ相談が開設して以降、どのように地域に展開し連携を他課・他機関と持ってきたかの報告であり、発達支援の内容については今後検討していかなければならない。

現時点で考えられる今後の課題としては、町内外の障害児相談支援事業所、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所との発達支援に関する協働が挙げられる。福祉サービス申請時の聞き取り内容による紹介状作成によって、しめっこ相談の発達理解を現在間接的に伝えているが、相談支援計画の内容について障害児相談支援事業所や児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所と課題は共有されていない。

現在、障害児相談支援事業所を対象に支援計画に関するアンケートを作成中であり、今年度内には町内の相談支援事業所、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所との顔合わせの機会を設け、発達支援の課題を話し合う予定である。こうした話し合いから、発達支援の質を検討し、障害者支援利用計画案をより個人の特性に適した計画案にしていくことが目前の課題である。

また今後、福祉サービス利用の予後調査等の研究事業を行う予定である。適応状態に関する評価法を検討し、サービス更新時等に縦断的に評価していくことによって、地域における効果的な発達支援について検討していくことが、大学が地域と連携する意義として重要である。

引用文献

- 飯野雄大 (2018). 地域における発達支援システムの検討—小平市での幼児期から学童期までの途切れない相談拠点の構想— 白梅学園大学・短期大学紀要, 54, 69-84.
- 厚生労働省 (2010). 障害者自立支援法等の一部を改正する法律案の概要 厚生労働省 Retrieved from <https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000360879.pdf> (2019年10月26日)
- 厚生労働省 (2011). 障害児支援の強化について 厚生労働省 Retrieved from https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/kaiseihou/dl/sankou_111117_01-06.pdf (2019年10月26日)
- 厚生労働省 (2014). 今後の障害児支援の在り方について (報告書) ~「発達支援」が必要な子どもの支援はどうあるべきか~ 厚生労働省 Retrieved from <https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougai/hokenfukushibu-Kikakuka/0000051490.pdf> (2019年10月20日)
- 厚生労働省 (2015). 放課後等デイサービスガイドライン 厚生労働省 Retrieved from <https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougai/hokenfukushibu-Kikakuka/0000082829.pdf> (2019年10月26日)
- 厚生労働省 (2017). 児童発達支援ガイドライン 厚生労働省 Retrieved from <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougai/hokenfukushibu/0000171670.pdf> (2019年10月24日)
- 中塚雅也・小田切徳美 (2016). 大学地域連携の実態と課題 農村計画学会誌, 35, 6-11.
- 大神英裕 (2008). 発達障害の早期支援—研究と実践を紡ぐ新しい地域連携— ミネルヴァ書房

注1: 志免町役場福祉課にこども発達相談自体は以前にも存在したが、連携開始による新しい体制としてしめっこ相談が開始された。

謝辞: 今回の連携について、志免町役場福祉課の皆様、志免町役場関係部署・志免町内関係機関の皆様、西南学院大学附属臨床心理センター教職員の皆様、人間科学研究科・人間科学部教員の先生方、西南学院大学関係者の皆様には多大なるご支援を頂きました。心から御礼申し上げます。

- 1 西南学院大学人間科学部児童教育学科
- 2 西南学院大学人間科学部心理学科